

角田市協働のまちづくり推進基本指針
(改定版)

令和4年3月

宮城県角田市

目 次

1	指針の改定理由・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	協働の理念・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3	まちづくりを取り巻く背景・・・・・・・・	3
4	協働の主体と役割・・・・・・・・・・	5
5	協働の原則・・・・・・・・・・・・・・・・	6
6	本市の協働の現状・・・・・・・・・・	7
7	これまでの協働の取り組み・・・・・・・・	9
8	協働を推進するうえでの課題・・・・・・・・	11
9	協働の取り組みとその手法・・・・・・・・	13
10	協働を推進する方策・・・・・・・・・・	16

1 指針の改定理由

本市では、平成18年5月に「角田市協働のまちづくり推進基本指針」を策定し、まちづくりの基本的な考え方、市民と行政が対等なパートナー関係をもって、『参加と協働』による新しいまちづくりを推進していく為、ひとつひとつの課題を解決しながら前進していくという、「市民と行政の協働のまちづくり」を推進してまいりました。

今般、まちづくりを進めるにあたって、次の（１）～（３）を基本理念とした、「角田市第6次長期総合計画」の策定に伴い、指針の改定を行うものです。

（１）将来を見据え人を育み、活かすまちづくり【市民力】

本市を支える市民及びその市民の活動は、まちづくりの根幹をなす財産です。

まちづくりは、市民の幸せを最大の目的として営まれるものであり、市民がまちづくりの主役となり、「市民力」を発揮できる環境づくりを推進するとともに、行政は市民と共に考え、汗をかき、角田市を高め合える環境づくりを推進します。

（２）ともに生き、活かし合うまちづくり【地域共生】

人口減少が進む現代において、市民だけでなく、団体や企業など、多様な主体が連携して、支え合い、助け合える環境を築くことは、本市の持続可能なまちづくりの基礎となります。

多様な日常生活上の支援体制の連携・充実を図り、地域の支え合いを公的に支え、共助を公助することを通して、市民の生活と地域参加を支援していきます。

（３）地域資源を活かすまちづくり【地域資源フル活用】

本市に息づく歴史、自然、景観、文化・スポーツや、企業、地域産業、既存の施設などの豊富な地域資源は、誇れる財産です。

将来にわたって、自然を守り、歴史・文化を継承するとともに、未だにその魅力を活かしきれていない地域資源を最大限に活用し、本市にあるものをフル活用する「オール角田」の取組みを推進します。

2 協働の理念

(1) 協働の基本的な考え方

「協働」とは、一般的に、立場の異なる主体が、課題解決に向け、対等の立場で、相互に尊重し、連携し、補完しながら、それぞれの特性や能力を発揮して力を合わせて取り組み、相乗効果を生み出すことと定義されています。

そもそも本市の地域社会には、本来、公益的活動に対する取り組みの「自主性」や、足りないところを補い合い、共に助け合うという「共助」の精神が息づいています。地域の住民や各種公益的団体の方々は、このような「自主性」と「共助」の精神のもとで、これまでも行政などとの連携によるまちづくり、地域づくり活動の一翼を担っています。

本市において、まちづくりを進めるにあたっては、「自主性」と「共助」の精神をさらに一歩進めていくことが重要です。

市民、行政のそれぞれに優れたところを尊重しあい、協力して共に進んでいくことが、これからの地域社会の望ましいあり方であり、「地域でできることは地域で」という協働の起点を今一度ここに求めていきたいと考えています。

(2) 協働の理念

私たちの周りには多様な課題がありますが、これからは市民の力、地域の力が息づく更なる社会の構築が必要となります。

今後、地域共生社会(支え合いによる持続可能な地域)を実現するために、地域の担い手の確保や各種団体の運営をサポートすることで、地域コミュニティの維持・活性化を今まで以上に図る必要があります。

また、協働のまちづくりを一層推進する視点からNPO法人や企業等の主体と様々な地域活動を結びつける仕組みづくりを行うことで、角田市民だけでなく、多様な主体による地域活動への参画を促します。

このように、本市としては、市民と行政が対等の立場で、創造的に相互に補完しあいながら、自治力、行政力を高め、そしてお互いの役割を果たし、潤いのある豊かな地域社会を創り上げていくことを基本理念として、「市民と行政の協働のまちづくり」をさらに推進していくものとします。

3 まちづくりを取り巻く背景

(1) 人口減少、少子高齢化の進展による社会ニーズの変化

日本の総人口は、平成 20（2008）年の約 1 億 3 千万人をピークとして減少に転じ、本格的に人口減少が進行しています。年代別の人口構造については「団塊の世代」が令和 7（2025）年に 75 歳以上の後期高齢者となることにより、今後、高齢者、とりわけ後期高齢者の人口構成比の大幅な増加が予想されています。

一方で、高齢者を支える生産年齢人口、とりわけ子どもを産み育てる年齢層の中心である 20 代、30 代の人口減少が進むことによって出生数はますます減少し、年少人口の減少傾向が続くと予想されています。

本市においても将来の人口規模や年齢構成を十分に見据えたうえで、社会資本の整備・充実や、医療・福祉・介護など従来の行政サービスの在り方を抜本的に見直すことが必要となっています。

(2) 大規模災害や感染症問題の発生

平成 23（2011）年に発生した東日本大震災は、揺れや津波によって、沿岸部の市町村を中心に甚大な被害をもたらしました。同時に発生した福島第一原子力発電所の事故では大気中に放射性物質が拡散され、広範な地域が長期間にわたって影響を受け続けています。さらに、令和元（2019）年 10 月の台風第 19 号（令和元年東日本台風）は、広範囲にわたる浸水被害をもたらし、防災・減災や避難対策の重要性がより一層高まっています。

また、令和 2（2020）年に入ってから、新型コロナウイルス感染症の拡大により市民生活も大幅な制約を課せられ、地域経済にも大きな影響が及んでいます。グローバル社会の進展により国を跨いだ人やモノの往来が活発化する中で、感染症拡大のリスクに対する体制の整備が急務となっています。

(3) SDGs を踏まえた持続的発展

2015（平成 27）年 9 月に国際連合において開催された「国連持続可能な開発サミット」において、「誰一人取り残さない」持続可能な社会の実現のため、2030（令和 12）年を年限とした 17 の国際目標、169 のターゲットが定められました。

17 の目標には、本市が担う行政施策に直接かかわる項目も多く位置づけ

られています。

■SDGs17の国際目標



資料：外務省国際協力局地球規模課題総括課（令和2年6月）

4 協働の主体と役割

協働のまちづくりを推進する主体は、市民と行政であり、それぞれが役割を果たしていく必要があります。協働の主体とその役割について次のように考えていきます。

(1) 市民

① 個人としての市民

一人の市民として、地域社会やその活動へ関心を持ち、社会貢献活動等の団体活動へ参加するなど、努めて協力していくものとします。

② 地域組織としての市民

地域に密着した区会など、地縁により構成される地域組織は、従来から自主性と相互信頼、共助の精神により、地域内の課題に主体的に対処してきました。今後とも、さらに自治的地域力を発揮し、安心して暮らせる地域づくりに努めるものとします。

③ 公益的活動団体としての市民

市民公益を担う組織や市民に自己実現の場、生きがいを与える機会を提供する組織、また他団体とのネットワークづくりにより持続的な活動を行う組織であり、NPO法人や市民活動団体がこれにあたると考えています。

④ 企業

民間の営利組織であるとともに、地域社会を構成する一員でもあり、市民活動への参加や助成などの協力によって、協働による社会的貢献に努めるものとします。

(2) 行政

行政は、時代に即応した職員の意識改革を推進しながら、市民との協働で公共的な課題の解決を目指すものとします。また、市民が活動しやすい仕組みづくりや支援体制などの基盤を整備するとともに、コーディネーターとして多様な協働のまちづくりを推進するものとします。

5 協働の原則

協働を進めるうえで、市民と行政は、一方へ依存するのではなく対等な関係で役割分担を行う必要があります。これからのまちづくりは、より一層の市民参加に加えて、協働の原則を確立し、変革の時代に対応していかなければなりません。

本市においては、次のルールに基づき協働のまちづくりをさらに推進していくものとします。

（１）対等・相互理解の原則

市民と行政は、対等な立場に立ち相互に特性や違いを理解し、また相互依存にならないように自立した活動を行っていきます。

（２）自主性尊重の原則

市民と行政は、協働に際し、諸活動が自己決定・自己責任により主体的かつ自主的に行われることを尊重していきます。

（３）目的共有の原則

市民と行政は、協働関係を形成するに際し、基本的な要件として、何のための協働かという目的、目標を共有していきます。

（４）公開の原則

市民と行政は、協働活動を行っていくに際し、その過程や内容を開示し、公開性と透明性を確保していきます。

6 本市の協働の現状

現代は、一面においては経済や社会の成熟期とも考えられますが、国や地方自治体を取り巻く環境は諸般にわたり厳しさを増しており、本市もその例外ではありません。不安定な地域経済や人口減少、少子・高齢社会、厳しい財政事情、また、これに伴う地域活力の低下などが心配されており、その対策が急がれている状況にあります。

このことから、本市では、第6次長期総合計画の基本理念である「市民力」「地域共生」「地域資源フル活用」を掲げ、共にまちづくりを担っていくことを計画の重点項目としています。

そもそも本市の地域社会には、薄れつつあるとはいえ、公益的活動に対する取り組みの「自主性」や足りないところを補い合い、共に助け合うという「共助」の精神が息づいています。地域においては、この精神のもとで、行政との連携による地域づくり活動の一翼を担ってきている現状があります。

しかし、これまでの取り組み等の実情においては、行政も市民の側も、協働を意識した取り組みといった視点からすれば、必ずしも仕組みや態勢が整っているとは言い難いところがあります。

(1) 地域と行政区

本市では、昭和36年4月に現在の行政区長制度が発足し、以来、各地域の行政区長は、行政に関する様々な連絡及び周知のほか、地域のまとめ役として、課題の解決や行政に対する要望、提案を行ってきており、円滑な市政運営の一翼を担ってきています。

一方で、地域においては、平成18年度より本格的に「市民と行政の協働のまちづくり」を推進し、市民と行政が共にまちづくりを考え、地域でできることは地域で行い、地域でできないことは行政が支援することで、潤いのある豊かな地域社会を目指すという考え方のもと、各地区振興協議会においては、地区の課題解決に向け、取り組みを行ってきました。

(2) NPO法人等

まちづくり、地域づくりを担うのは、地域のほか個人としての市民があり、さらに、NPO法人や任意のまちづくり団体があります。

本市においても、個人としての市民活動については、公益的活動に関する情報が得にくいところがありますが、NPO法人や各種まちづくり活動団体等は、環境、福祉、教育、地域交流などの各分野において、一定の成果をあげています。

しかしながら、その活動は、十分とは言えない活動経費や人材の不足もあ

るほか、市民への浸透や協働という意識的な面などで、やや面的な広がりには欠けているのが現状です。

このようなことから、行政においても育成・支援する仕組みが求められる一方で、なお一層の公益的活動の推進とその広がりが期待されています。

(3) 企業

一般に企業は、多種多様なサービスを提供する営利組織ですが、また一方では社会的責任を負っている組織でもあります。

市内における企業においては、昨今の経済低迷で厳しい経営環境にあるところが少なからずありますが、近年の傾向としては、経営理念に社会貢献を掲げ、活動を行うところが増加しています。

企業による地域社会への貢献は、企業市民としての認知やイメージの向上につながり、そのことが地域での企業活動の活発化をもたらしています。

今後とも、環境や雇用に配慮しながら、地域社会の一員としての自覚と行動のもとで、なお一層の社会貢献活動を行う企業が増加することが期待されています。

7 これまでの協働の取り組み

本市では、総合計画に基づき、これまで以下のような取り組みを行ってきました。

①地区振興協議会の設立（平成18年度）

平成18年10月16日の北郷地区振興協議会をはじめ、9地区に地区振興協議会が設立。各地区振興協議会では、地域の課題解決のための話し合い、また地区の活性化と地区民の更なる親睦を図ることを目的とし、これまで、さまざまな活動や話し合いを行ってきました。

各地区振興協議会の設立について

協議会名	設 立 日
角田地区振興協議会	平成19年 3月22日
横倉地区振興協議会	平成18年11月26日
小田地区振興協議会	平成18年12月25日
枝野地区振興協議会	平成18年10月20日
藤尾地区振興協議会	平成18年10月26日
東根地区振興協議会	平成18年12月10日
桜地区振興協議会	平成18年10月28日
北郷地区振興協議会	平成18年10月16日
西根地区振興協議会	平成18年12月23日

②各地区公民館を自治センターへ再編（平成19年4月1日）

名称については、住民の方が理解しやすいように変更しました。公民館事業実施のほか、地域づくり、地域自治活動の拠点として位置づけをしました。

③自治会との協働

地域で最も身近かつ最大の住民組織である自治会と協働し、防災や環境衛生、健康づくりの推進などのさまざまな分野で住みよい地域づくり活動に取り組んできました。

④地域づくり総合交付金の創設（平成19年4月1日）

各課所管の17事業を統合し、地域づくり総合交付金対象事業とした交付金事業を創設し、市民が自主的かつ主体的に取り組む地域づくり活動事業に対し、地域づくり総合交付金を交付しました。

⑤地区の要望事業について

平成２２年度に各地区振興協議会より要望書の提出があった、道路整備工事等の事業について、担当課において事業概算額の算出及び計画概要の作成を行い、平成２３年度からの市の実施計画への反映、予算化を行い実施してきました。

⑥住民自治活動支援事業補助金

地域づくり活動事業及び市民自らの創意と工夫により特色ある地域をつくるための活動事業に対し、補助金を交付しました。

⑦出前講座の実施

市民のもとに市職員が出向き、市の仕事や制度などをわかりやすく説明するとともに意見交換を行いながら、市政への理解や市民と行政の信頼関係を高めるため実施しました。

⑧自治センターを市長部局へ移管（令和３年４月１日）

令和２年度から「角田市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例」の施行により、自治センターの所管を教育委員会から市長部局へ移管し、各分野との連携強化による地域づくりの拠点として進めてきました。

8 協働を推進するうえでの課題

本市の現状についてこれまで述べてきましたが、このように行政のほか地域、NPO法人、企業等といった協働の各主体が、それぞれの各分野において様々な活動を展開しています。

今般、基本指針の改定を行うにあたり、再度、協働についての共通の意識や仕組み、ルールづくりを明確にし、これからの本市としてのあるべき「市民と行政の協働のまちづくり」を進めていくうえでの課題については、次のとおり整理します。

（１）環境の整備

現状では、協働の主体である市民、行政の相互理解と交流、意見交換の場をさらに整備していく必要があります。協働のニーズに応える仕組みが一層重要になってきますので、協働を進めるための、具体的な制度、仕組みの検討、整備を再度行っていくことが必要です。

（２）情報の提供、共有

協働は、各主体の自主性と相互の信頼により行われるべきものであり、情報の提供と共有が重要な要素となります。各主体は、可能な限りにおいて情報を提供、共有することで、協働のまちづくりの推進が図られるものと考えます。

（３）担う人材

まちづくりは人づくりと言われるように、真に協働を理解しつつ、課題を的確に捉えて活動できる人材が必要不可欠です。

現状においては、多様な人材が活動していますが、各主体において多方面にわたり充足しているとは言い難い実情にあります。協働による事業実施を円滑に推進するためには、更なる人材の育成が大きな課題となります。

（４）意識

これからは、今まで以上に自分たちの地域は自分たちでつくるという喜びを実感しながら、自己責任、自己決定という意識を一層醸成していくことが重要となります。また、地域の何が課題なのかを自らが認識しつつ、地域との関わりを大事にし、愛着や誇りをもてるような、意識の変革を図っていくことが必要となってきます。

(5) 参画機会

近年、ますます高度情報化が進展するなか、不安定な経済状況や少子高齢化、環境問題、社会環境が大きく変化するにつれて、多様化する市民生活などに対し、従来の手法による政策立案や事業の実施では、柔軟で効果的な対応が困難になっています。

こうしたことから、まちづくりには、協働領域の一層の拡大が望まれています。協働の前提は、市民の市政への参画です。まちづくりの主役は市民であり、多様な主体が連携・協力して推進していくためにも「市民力」を発揮できる環境づくりを推進するものとします。さらに、多様な日常生活上の支援体制の連携・充実を図り、地域の支え合いを公的に支え、共助を公助することを通して、ともに生き、活かし合うまちづくり「地域共生」を目指していきます。

9 協働の取り組みとその手法

(1) 本市の協働の方向性

本市には、93の行政区がありますが、それと同心円を描く区会など多くの地域共同的団体が存在し、様々な活動を行い地域づくりに取り組んでいます。

また、NPO法人をはじめとする多数の公益的団体が、それぞれの専門分野のもとで、主体的に地域や市民への貢献活動を展開しています。

企業においても、地域社会の一員として市民活動への助成、寄付など社会的貢献活動を行っています。

本市においては、こうした各主体が行う諸活動を、行政との取り組みと結びつけて効果的なまちづくりを推進するほか、角田市第6次長期総合計画の基本理念である「市民力」「地域共生」「地域資源フル活用」をさらに推し進めるため、協働によるまちづくりの推進体制を整備し、目標とする都市像である「市民力咲き誇る。角田市🌸 ~安心して、いきいきと、誇らしく暮らせるまち~」の実現を図っていきたいと考えています。

(2) 協働の手法

一般的には、複数の主体で事業を行う場合に、協働の形態は、多様で実効性に富んだ効果的な手法と考えられています。

それぞれ各主体の責任と役割のもとで、活動団体の進捗段階に応じた取り組みの必要性があります。協働の手法やプロセス、ふさわしい事業を明らかにして、市民と行政の協働のまちづくりを推進していきたいと考えています。

① 協働の手法

主な協働の手法については、次のとおりとします。

◇ 市民参画

アンケートやヒアリング、イベントへの参加、協力などで、行政による企画立案、事業実施、評価への参画をするものです。

また、「地区計画」を策定するにあたり、地域のありかた等について考え、そして、課題の解決方法など話し合うこともその一つとなります。

◇ 行政との共催・後援

市民と行政が、事業共同主催となり、または協力、承諾して事業を実施する手法、形態です。

後援の形態は、名義使用などで事業の信用度を増す効果があり、またこのことにより活動に対しての理解が深まることも期待されます。

◇ 共同実施

実行委員会方式やプロジェクト推進方式などがあり、市民と行政が共同で構成する組織で、それぞれの役割分担のもと事業活動を行うものです。

◇ 委託

本来、行政が行うべきものですが、協働に馴染む公共的課題について、市民活動団体等の各主体に対し委託する形態のことです。調査やサービス分野においては、行政にない専門性、先駆性などが求められるようなものが対象となります。

◇ 補助

公共的課題に対応し目的が共有されるもので、市民活動団体等の各主体が実施する事業に対し、行政が財政的支援を行うものをいいます。

◇ 場所等の確保

公共的活動を行う市民活動団体等の各主体に対し、行政が公共の施設を提供したり、活動に必要な物品等の貸与を行うものをいいます。この場合、他の主体との公正性を保つことが前提であり、明確な基準を必要とします。

② 協働のプロセス

協働による事業の実施に際しては、一般的に次のようなプロセスが考えられます。

(プロセスの例示)

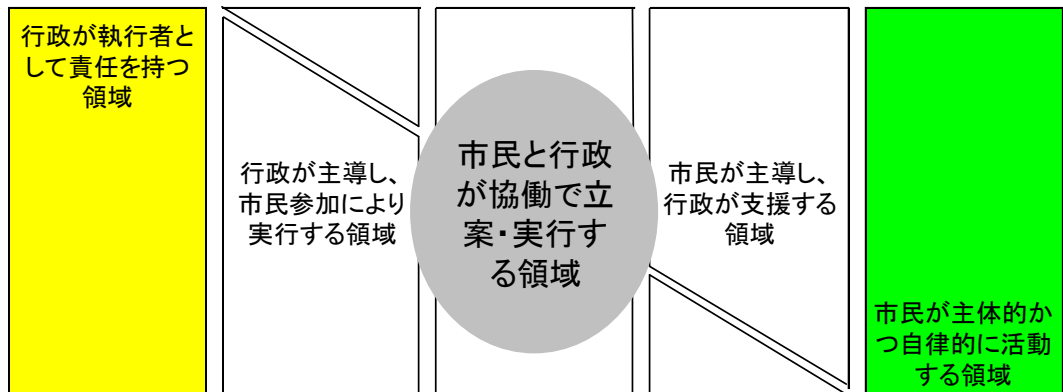
○各主体による事業の企画立案→○事業企画の公開、相手探し→
→○目的の共有→○企画段階からの参加→○責任と役割分担→
→○実施形態の選択→○評価と反映→○情報の公開による説明責任

③ 協働のまちづくりの領域

協働でのまちづくりを行う場合に、大枠の組み合わせとしては「市民と行政の協働」、「市民と市民の協働」、「行政と行政の協働」の3つのパターンがあります。なかでも「市民と行政の協働」においては、立場や性質が異なる主体の組み合わせであることから、両者間に一定のルールが必要となってくるものです。

市民と行政の協働によるまちづくりが可能な領域について、市民の領域と行政の領域が重なり合う領域が出てきますが、この領域が、目標を共有し、協働を実施しやすい領域となるものです。

◇ 行政と市民との役割分担



④ 協働によることがふさわしい事業

協働によることがふさわしい事業としては、概ね次の5つの事業分野の括りで考え進めてきました。

(事業分野の例示)

- ◇ 計画立案に意見が必要な事業
 - ・ マスタープランづくりなど政策に関するもの
 - ・ 各種事業の企画立案段階に関するものなど
- ◇ 重点的サービス事業
 - ・ 子育て支援事業
 - ・ 高齢者、障害者支援事業
 - ・ 公的施設の管理運営業務など
- ◇ 地域社会との連携的事业
 - ・ ごみ減量等対策事業
 - ・ 地域の防災、防犯
 - ・ 交通安全対策事業
 - ・ 青少年健全育成事業
 - ・ 軽微な道路・水路等の維持、管理事業
 - ・ 環境美化運動など
- ◇ 専門的分野の事業
 - ・ 芸術文化、生涯学習に関する事業
 - ・ 健康相談、健康づくり事業など
- ◇ その他新たな行政課題に対応する事業

10 協働を推進する方策

これからの時代は、市民と行政が共に考え、協力してまちづくりに取り組んでいくことが今まで以上に求められています。

そして、角田市らしい安心して、いきいきと、誇らしく暮らせるまちをつくりあげるためには、地域の課題について主体的に考え取り組む市民の行動力、即ち「市民力」が何よりも大切なものとなります。

また、市民の公益的活動が実施しやすい諸環境の整備を行い、地域コミュニティを再生していくことは、豊かな潤いのある地域社会を創造する第一歩であると考えています。

こうしたことを踏まえ、協働を推進する環境の整備を次のとおり検討、推進していくこととします。

(1) 協働のための意識啓発の促進

市民がもつ潜在能力を最大限に活かし、その市民力を発揮できる場が数多く存在することで、まちが活力にあふれ、角田市が魅力的なまちになるよう、人材育成や活躍できる環境の整備を重視し、取り組んでいくことが必要です。

そして、市民、行政双方がともに学びながら十分な意見交換のもとでの合意形成を図ることが重要となります。

① 意識の改革と協働

市民と行政の協働のまちづくりは、双方の意識改革が必要です。協働の理解を深めながら実践するという視点で、様々な機会に意識の啓発、高揚に努めていかなければなりません。

行政においては、従来の考え方や手法によることなく、市民とのパートナーシップによって地域を経営する意識で協働のまちづくりを推進することが肝要です。特に職員にあっては、自らが市（まち）の一員としての自覚と責任をもち取り組んでいかなければなりません。

また、市民においては、「地域でできることは地域で」という意識と責任のもとで、身近なところから主体的に着実にひとつずつ協働事業を実践していくことが重要なことと考えられます。

◇推進方策の例示

- ・住民自治意識の啓発、高揚
- ・行政職員の意識改革
- ・市民、職員研修の実施など

② 市民参画

まちづくりは、市民の幸せを最大の目的として営まれるものであり市民がまちづくりの主役となり「市民力」を発揮できる環境づくりを推進し、行政は市民と共に考え、汗をかき、角田市を高め合える環境づくりを推進します。

政策形成の企画立案、実施、評価の過程では、市民と行政の合意プロセスが必要となります。今後は、さらに市政への市民参画機会を拡充し「協働型」による市民主役の市政を推進していくことが必要となります。

◇推進方策の例示

- ・政策形成、決定過程への参画(ワークショップ、パブリックコメント等)
- ・協働の進め方、支援策の検討など

③ 情報の共有化

協働によるまちづくりには、情報の共有化が欠かせません。お互いに情報を共有することで、相互の信頼を強化し、対等なパートナーとして取り組んでいくことが求められます。

◇ 推進方策の例示

- ・行政情報の提供
- ・市民活動団体等情報の発信
- ・団体間のネットワークづくり推進
- ・広報広聴の強化など

(2) 主体的で自主的活動が行いやすい環境づくり

市民と行政が協働して多種多様な課題に取り組んでいくには、主体的で自主的な市民の活動が活発に行われることがその前提になります。行政は、対等なパートナーとして活動がしやすいように、これを側面から支援する仕組みと環境づくりに取り組むことが求められることになります。

第6次長期総合計画前期基本計画では、NPO法人や企業等の多様な主体による市民活動のステップアップのための支援や活動しやすい環境づくりを行い、活躍の場を広げ、市民活動を促進するため(仮)市民活動支援センターの設立を進めます。

① 人材の育成

協働によるまちづくりを活発に推進するためには、活動参加者の底辺の拡大とともに、地域や各種の活動団体のリーダー、スタッフなど、地域や組織を担う人材の育成と確保が大変重要になります。このことがクリアされて、はじめて持続的な地域自治や団体活動の推進が可能となってきます。

このことから、実践活動や研修機会のなかで必要な知識や技術、マネジメント力を身につけるなど、人材を育てていくことが必要です。

◇ 推進方策の例示

- ・ 協働に関するセミナー
- ・ 協働に関する青少年教育活動
- ・ ボランティア体験学習
- ・ リーダー、マネジメント研修
- ・ 相談体制の整備、充実など

② 情報の提供と活動への支援

協働によるまちづくりには、活動事例の紹介や行政情報の提供が重要な要素となります。

また、活動の支援について、地域自治的な活動や公益的活動においては、それぞれに活動経過や発展等の段階があります。協働のまちづくりを進めるうえでは、自立性、自主性を損なわないように、その段階に応じた人的、財政的支援のあり方について、あらゆる面から検討し、客観的に、適宜的確な支援を行っていくことが重要です。

◇ 推進方策の例示

- ・ 事例紹介
- ・ 各種の市民活動団体との交流連携の推進
- ・ 国県等の財政支援情報の提供
- ・ 協働のまちづくり支援事業の検討、創設など

(3) 協働のまちづくりのための推進体制

市民と行政の協働のまちづくりを推進するにあたっては、特に市民主体の自治活動に取り組む中核となる組織づくりや、その拠点づくり等が必要となります。また、行政においては、関係各課等との推進のための連携強化をさらに図るとともに、これまでも取り組んできた事業についても「協働」を改めて意識しながら実施し、地域支援班員をはじめとした職員の意識の見直しも行いながら全庁的に推進する体制が必要となります。

① 地区振興協議会による地域づくりの推進

地区振興協議会のこれまでの取り組みについては、現行の地区計画において実施され、「市民と行政の協働のまちづくり」を推進してきました。今般、第6次長期総合計画の策定に伴い、地区計画の見直しを図ることにより、これからの地区振興協議会による課題解決に向けた話し合いの場づくり、地域コミュニティの強化を図ることにより地域の活性化をより一層促進することが重要です。

◇ 推進方策の例示

- ・ 地区計画の見直し
- ・ 地区振興協議会によるコミュニティの場づくり

② 庁内体制の強化

自治センターを地域づくりの拠点として位置づけ、支え合いによる持続可能な地域づくりを実現するために、地域を見つめ直し、地域のあり方等についての話し合いを進めます。

また、現在の地域支援班の体制については、「地域を知ること＝地域の人を知ること」をねらいとし、若手職員を地域支援班員として配置をしていますが、地区計画の見直しを図る観点から、係長級以上の職員を配置するものとします。

◇ 推進方策の例示

- ・ 地域コミュニティの「核」となる自治センターの実現
- ・ 自治センターを「公の施設」へ移行
- ・ ベテラン地域支援班員の配置